

大規模小売店舗立地法による名古屋市の意見のあらまし 12-15 について

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) 大曾根 SC
- (2) 所在地 名古屋都市計画事業大曾根土地区画整理事業施行地域内 58 街区 2-2 (仮換地)
- (3) 設置者 東急不動産株式会社 取締役社長 植木 正威

2 意見の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

(ア) 駐車場の位置及び構造等

a. 営業時間が午前 9 時から午後 10 時までにもかかわらず、この小売店舗に関する自動車での出場が午後 10 時までとする交通量の予測は疑問である。仮に自動車での出場予測が正しいとしても、午後 10 時以降を対象としている夜間の自動車走行騒音の予測をどのように行ったのか明らかにされたい。

(イ) 経路の設定等

a. 交通整理員の配置について、オープン時や混雑時は 3 箇所の出入口に交通整理員を配置するとあるが、入口が 1 箇所のため、特にオープン時は自動車での来客が十分に経路を理解せず、経路として設定しないこの小売店舗周辺の道路へ流入する恐れがある。そのため、広域での交通整理員の配置を検討し、周辺の地域住民の交通安全を確保すべきである。

b. この小売店舗の営業時間は午前 9 時から午後 10 時までであるにもかかわらず、オープン時や混雑時における交通整理員の配置時間が午前 10 時から午後 10 時までとなっている。オープン時や混雑時は開店時刻より前に来客が集まるのが想定されるが、交通整理員の配置時間が営業時間より短い理由を明らかにされたい。

イ 騒音の発生に係る事項

(イ) 騒音問題への対応策

a. 縦覧期間中に提出された意見書の内容などを踏まえ、この小売店舗に併設される飲食店について深夜の

営業を中止するのであれば、駐車場を利用することができる時間帯を 24 時間のままにしておく必要はないため、周辺地域への騒音の配慮から、深夜については利用することができない時間帯とされたい。

b.冷暖房設備と送風機の騒音対策として防音壁を設置するとしているが、どこに設置するのか明らかにされたい。

(イ) 騒音の予測・評価

a.この小売店舗の北側の騒音予測地点 B、C では、自動車走行騒音を地上からの高さ 25 メートルでの予測結果で評価しているが、12 階建ての高層住宅が近接していることを踏まえ、地上からの高さ 25 メートルでの値が最大となるのか明らかにされたい。また、その他の予測地点においても高さ方向をどのように考慮しているのか、明らかにされたい。

b.変動騒音、衝撃騒音の発生源の騒音レベルの設定根拠が通産基準となっているが、通商産業省のどのような基準に記載されているのか明らかにされたい。また、荷さばき作業、廃棄物収集作業に伴い発生する騒音レベルの予測結果の算出根拠を明らかにされたい。

c.定常騒音である給排気口と送風機の稼働時間は午前 8 時から午後 11 時であるにもかかわらず、定常騒音の等価騒音レベルの予測結果が、昼間・夜間とも同じである根拠を明らかにされたい。また、自動車走行騒音（客用）の等価騒音レベルの予測結果が、予測地点 A、D、E で昼間・夜間とも同じである根拠についても明らかにされたい。

d.等価騒音レベルの予測結果をまとめた表に記載された予測地点までの距離について、騒音発生源である室外機、給排気口、送風機と、予測地点 A から D までの距離が、別添資料の「定常騒音（設備機器）のまとめ」に記載されている数値と異なるので、確認し必要な訂正をされたい。

e.等価騒音レベルの予測結果をまとめた表に記載された自動車走行騒音（客用）のうち、D 地点における予測結果が、別添資料の「自動車走行騒音 予測手法と結果の解説」に記載されている数値と異なるので、確認し必要な訂正をされたい。

f.縦覧期間中に提出された意見書の内容などを踏まえ、駐車場に新たに排気ファンを設置するのであれば、排気ファンから発生する騒音についても予測されたい。

ウ 廃棄物に係る事項

(ア) 廃棄物等の運搬・処理

a.廃棄物の減量・リサイクル計画について、発生予測量は類似店データを基にしているとあるが、予測量の算出根拠を明らかにされたい。また、ごみ処分量と資源化量が策定中とあるが、本市のごみ施策を踏まえ具体的な計画を明らかにされたい。

3 意見の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5 階）

東区役所情報相談コーナー、千種区役所情報相談コーナー、北区役所情報相談コーナー及び守山区役所情報相談コーナー

4 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成13年10月15日から平成13年11月15日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

午前8時45分から午後5時まで